

洋森岡両社協議ノ件

通送第二四号

本件ニ関シ本年六月廿三日付通送第一七号ヲ以テ申進置候次第有之候処尙ホ東洋移民合資会社森岡移民合名会社ヨリ別紙写第一号答申書差出シ候然ルニ該答申書中疎漏ノ点有之候ニ付第二号写ヲ以テ警視庁ヲ経テ両会社ニ対シ推問致シタル処両社協議ノ上第三号写ノ通り届書差出シ候条御了知相成度此段及通知候也

註 別紙第一号写ハ一六七文書附属書一及同二、同第二号写ハ一六八文書又同第三号写ハ一六九文書附属書ト夫々同文ナリ省略ス

二 森岡移民合名会社関係

一七一 二月十三日 坂田通商局長ヨリ
伊沢警視總監宛

ペルー国チクリン耕地行夫婦五十組男五十名
ノ供給期限二関スル件

附 記 一 大正三年十二月八日附在リマ森領事ヨリ

領事 森 安 三 郎 (印)

外務大臣男爵 加藤高明殿

森岡移民合名会社「チクリン」耕地間移民供

給契約証認之件

「ラ・リベラルタ」州「ツルヒヨ」郡「チカマ」原野所在「チクリン」耕地へ本邦移民夫婦者五十組及独身者五十名ヲ六ヶ月間ニ供給スベキ森岡移民合名会社同耕地所有主「ラルコ・エレラ」兄弟組合間本年十一月七日附契約本契約ヲ森岡耕地間昨年十一月廿五日附契約ニ比較スルニ相違ノ点左ノ如シ

第一条 契約移民数ヲ夫婦者五十組及独身者五十名トシ供給期間ヲ前契約ニテハ九ヶ月間トセシヲ本契約ニ於テハ六ヶ月間トセリ前契約ニ於テハ郊外並ニ製造場ノ労働ニ従事セシムル為トセシヲ本契約ニ於テハ専ラ郊外ニ於テノミ使用スル為ト訂正セリ右ハ元来本耕地ハ専ラ甘蔗ノ耕作ヲノミナシ製造場ヲ有セザルニ依ル

前契約ニ於テ追加条項トシテ附加セラレタリシ携帯児ニ関スル規定ヲ本契約ニ於テハ第二項トシテ第一条末尾ニ挿入セリ

加藤外務大臣宛公第四四号

森岡移民会社チクリン耕地間移民供給契約証認ノ件

二

大正三年十二月二十一日附坂田通商局長ヨリ

伊沢警視總監宛通送第六八四四号

書面契約案承認通知ノ件

三

保田森岡移民会社代表社員ヨリ加藤外務大臣宛請書

通送第六七二号

移民取扱人森岡移民合名会社ニ対シ客年十二月二十一日附ニテ秘露国「チクリン」耕地行契約移民夫婦五十組男五十名取扱ニ関スル書面契約案承認相成候処其際同取扱人ヨリ提出セル雇主ト移民取扱人間ニ取結ビタル契約書第一条ニ於テ移民供給期間ヲ九ヶ月以内トセルモ今回在里馬森領事ヨリ該供給期間ヲ六ヶ月間ト訂正セル旨報告有之候条該移民送出ハ右期間内ニ於テ執行スルヲ要スル旨同取扱人ニ御示達相成受書ヲ徴セラレ度此段申進候也

(附 記 一)

公第四四号 (大正四年一月二十七日接受)

大正三年十二月八日

在里馬

第十一条及第十八条 移民ノ耕地ニ滞在スベキ期間並ニ契約期間満了後引続キ耕地ニ止ルモノニ対シ労働ヲ供与スベキ耕主ノ義務引続キ二ヶ年間耕地ニ労働スル移民ニ与フベキ帰国旅費支払ノ義務ヲ一層明確ニ規定セシニ止リ本年十一月十九日附「サン・アグスチン」耕地契約同条ト同文ナリ

前契約ニヨリ本耕地ニ渡航シタル本邦移民ノ総数ハ三十九名ナルガ最近同耕地ヨリノ通知ニヨレバ現在耕地ニアル者三十名内二名罹病シ居ル由ニテ曩ニ不良移民四名ヲ放逐シ眼病ニテ出府シタルモノ一名アリシヲ以テ尚他ニ四名ノ出耕者アル訳ナルガ之ニ関シ未ダ何等報知ニ接セズ過般同耕地ニ出張視察シタル森岡支店員ノ談並ニ其後同耕地ヨリノ通信ニ依レバ移民ノ成績ハ良好ナル方ニシテ耕主モ頗ル満足シ居リ今回ノ新契約ヲ結ブニ至リタル次第ナリトノコトニテ今日迄ノ処将来希望ノ耕地ト認メラレ此際特ニ注意ヲ要スル点無之哉ニ思考被致候条本契約ハ昨日其佩之ヲ証認シ尚森岡ヨリノ依頼ニ依リ本日左ノ通り電報ヲ以テ具報ニ及ビ置キ候

森岡「チクリン」男女百五十新契約証認セリ契約期間ヲ

明確ナラシムル様十一條及十八條ヲ訂正セシ外前契約同
様

右報告申進候 敬具

(附記二)

大正三年十二月二十一日附坂田通商局長ヨリ伊沢警視総
監宛

書面契約案承認通知ノ件

通送第六八四四号

本月十七日付進第一八三九号ノ二ヲ以テ御進達相成候貴管
下移民取扱人森岡移民合名会社ヨリ提出シタル秘露国チク
リン耕地行移民ニ関スル書面契約案承認願ニ対シ別紙ノ通
リ詮議相成候ニ付右申請者ニ御交付相成度此段申進候也

(別紙)

第七二号

書面契約案承認指令案

移民取扱人森岡移民合名会社

代表社員 保田 亀 太 郎

大正三年十二月十二日付秘露国チクリン耕地行契約移民夫
婦五拾組男五拾名取扱ニ関スル移民对其会社間ノ書面契約

案承認願出ノ件

右承認ス

大正三年十二月廿一日

外務大臣男爵 加藤 高明

(附記三)

「チクリン」耕地行移民供給期限ニ関スル保田森岡
移民会社代表社員ヨリ加藤外務大臣宛請書

御請書

去大正三年十二月二十一日附ヲ以テ御承認相受候弊社秘
露国「チクリン」耕地行契約移民夫婦五拾組男五拾名ニ係
ル傭主契約書第一条ニ於ケル供給期間九ヶ月トアルヲ六ヶ
月ニ短縮相成候旨在リマ帝国領事館ヨリ御省へ着電有之候
ニ付右期間内ニ処理致可旨御示達相成敬承仕候此段御請申
上候也

大正四年二月十六日

東京市京橋区山城町四番地

森岡移民合名会社

代表社員 保田 亀 太 郎 (印)

外務大臣男爵 加藤高明殿

一七二 二月十六日 伊沢警視総監ヨリ
加藤外務大臣宛

ペルー国チクリン耕地行契約移民募集変更ノ

件

第二三号ノ二

大正四年二月十六日

警視総監 伊 沢 多 喜 男 (印)

外務大臣男爵 加藤高明殿

移民取扱人森岡移民合名会社ノ取扱ニ係ル秘露国チクリン
耕地行契約移民今般別紙ノ通り募集変更取扱ノ旨届出候也
(別紙)

秘露国「チクリン」耕地行契約移民変更募集

御届

当会社取扱秘露国「チクリン」耕地行契約移民夫婦五拾組
男五拾名ニ対シ左記移民募集地方別予定表ノ通り変更募集
致候間此段御届申上候也

大正四年二月十三日

東京市京橋区山城町四番地

森岡移民合名会社

九 「ペルー」移民関係雑纂(二) 一七二 一七三

代表社員 保田 亀 太 郎 (印)

警視総監 伊沢多喜男殿

左記

移民募集地方別予定表

募集地名 前届人員 前届出月日 変更人員

島根県 夫婦三組男ナシ 一月廿五日 夫婦ナシ男ナシ

福島県 夫婦六組男四十人 一月廿五日 夫婦九組男四十人

計夫婦九組男四十人 夫婦九組男四十人

累計夫婦五十組男五十名

追テ妻ハ年齢ニ制限ナキモ携帯児ハ二名以内トス

一七三 九月二日 在リマ森領事ヨリ
大隈兼任外務大臣宛

森岡移民合名会社及チクリン耕地間移民男百

五十名供給契約証認ノ件

公第五三号 (十月二十八日接受)

大正四年九月二日

在里馬

領事 森 安 三 郎 (印)

外務大臣伯爵 大隈重信殿

「ラ・リベルター」州「ツルヒヨ」郡「チカマ」原野県在「チクリン」耕地へ本邦男子移民百五十名ヲ六ヶ月間ニ供給スヘキ森岡移民合名会社同耕地「ラルコ・エレラ」兄弟組合間本年八月三十一日附契約

本契約ハ其第一条ニ於テ移民ノ員數ヲ男子百五十名トセル外他ハ悉ク昨年十一月七日附同耕地契約ト同一条件ナルガ新契約ニ於テ男子移民ノミトセシハ同耕地ニ於テ目下女子移民ノ仕事無キ為メニ有之候

本耕地へハ別表ノ通り昨年八月以來四回ニ亘リテ男女総計百九十八名ノ本邦移民ヲ入レタルニ第一回到着移民ハ其精選宜シキヲ得ズ非純農ヲ混ジ且ツ監督トノ折合円満ヲ欠キシ等ノ理由ニ依リ多數ノ出耕者ヲ出ダシタルモ其後善後策ヲ講ジタル結果漸次成績良好ト相成殊ニ耕主ノ本邦移民待遇方頗ル親切ニシテ移民住屋其他ノ設備適カニ他耕地ニ優レ居リテ今後ノ成績如何ニ依リテハ将来本邦ノ移民ニ取リテ最モ有望ノ耕地ト認メラレ且ツ隣耕地ニ於テモ本耕地ニ於ケル本邦移民ノ成績ヲ傍觀シ居ル模様ニテ此際大ニ注意ヲ要スル事情有之又今回ノ新契約締結ニ際シ耕主ヨリモ特ニ純農ノ精選方ヲ希望シ居リ依テ為念当地森岡代理人ヲシ

名ノ供給契約承認ノ件

通送第四二七三号

森岡移民合名会社ト秘露國「チクリン」耕地主間ニ男移民百五十名供給ノ義契約シ在里馬森領事ニ於テ純農夫精撰ノ条件ニテ右契約ヲ承認シタル旨同領事ヨリ電報有之候条其旨同取扱人へ御通達相成度此段申進候也

一七五 九月八日

保田森岡移民会社代表社員ヨリ
大隈兼任外務大臣宛

ペルー国チクリン耕地行契約移民ト森岡移民

会社トノ間ノ書面契約案承認願出ノ件

附屬書一 右契約書案

二 「ペルー」国情況書

三 「ラルコ・エレラ」兄弟商会トノ契約書記

今般南米秘露國「チクリン」耕地所有者「ラルコ・エレラ」兄弟商会トノ間ニ昨年拾月七日附契約ト同一条件ヲ以テ契約移民男百五十拾名ノ供給契約ヲ締結仕弊社ト移民間ニ締結スベキ書面契約案別紙ノ通り使用仕度候処右耕主契約書ハ既ニ領事ノ御承認ヲ経テ目下回送中ニ有之候耕主ヨリ最近便ニテ送付方申越候ニ付テハ右本証到着ヲ俟チ出願候テ

テ本社へ対シ果シテ期日迄ニ純農ノミノ募集間ニ合フヤヤ間合ハサシメ候処間ニ合フ旨ノ回電アリタルヲ以テ本日本契約ヲ証認シ尚依頼ニ依リ「森岡「チクリン」男百五十名契約証認セリ条件同耕地前契約ト同様純農精選方特ニ必要ナリ」ト及電報候次第ニ有之候此段別紙異動表相添報告申進候 敬具

(別紙)

チクリン耕地行契約移民入耕人員及異動表

航海 次	到着		入耕		逃亡		放逐		病退		氣病		死		異動	
	年	月	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
32°	3	823	安洋	39	0	39	8	0	812	0	12	1	0	1	0	0
33°	4	1	7	洋	9	0	9	0	0	0	0	0	0	0	0	0
34°	3	11	紀	洋	59	17	76	9	110	0	0	0	0	0	0	9
35°	5	13	安洋	42	32	74	3	2	5	2	1	3	0	0	1	2
合計					149	49	198	20	323	14	115	1	0	1	1	2

死亡者ハ赤痢ニ各腫加添見一名

一七四 九月四日

坂田通商局長ヨリ
西久保警視總監宛

森岡移民会社扱チクリン耕地行移民男百五十

ハ最近輸送船ノ出帆期日タル拾月二十四日迄募集期間僅少ニテ間ニ合ヒ兼候ニ付特別ノ御詮議ヲ以テ別紙移民トノ契約書案御承認被成下度候関係書類相添此段奉願候也

大正四年九月八日

東京市京橋区山城町四番地

森岡移民合名会社

代表社員 保田 亀太郎 (印)

外務大臣伯爵 大隈重信殿

追テ右契約締結ノ旨在秘露領事ヨリ御省宛公電有之候趣ニ付此段申添候也

註 右ハ警視庁經由ニテ同庁ヨリハ九月十三日附進第一六二

二号ノ二ヲ以テ外務省ニ進達セラレタリ

(附屬書一)

契約書案

移民ハ秘露國「チクリン」耕地ニ於テ勞働スルノ目的ヲ以テ該國ニ渡航スルカ爲メ左記二名ヲ保證人ニ立テ移民取扱人森岡移民合名会社ニ申込ミ相互ニ左ノ條件ヲ契約ス

第一條 森岡移民合名会社ハ移民ノ旅券下附ノ出願其他渡航ニ必要ナル諸般ノ手續ヲナン尚該移住地ニ到着シタル

トキハ該地ニアル森岡移民合名會社ノ代理人ヲシテ森岡移民合名會社カ豫メ契約ヲナシタル傭主「ラルコエルセラ」兄弟商會ニ紹介シ勞働ニ就クノ手續ヲ懇切ニ周旋セシムヘシ

第二條 移民ト傭主ノ間ニ於ケル契約ノ期限ハ實地就業ノ日ヨリ滿一カ年間トス但移民ニ於テ尚契約ノ繼續ヲ請求シタル時ハ森岡移民合名會社ハ傭主ヲシテ之ヲ承諾セシムルノ義務アルモノトス又其給料ハ秘露國ノ習慣ヲ基トシ日給又ハ分量勞働(タレヤ)ノ方法ニヨリ耕地支配人之ヲ定ムト雖モ其賃銀ノ支拂並ニ使役ノ方法等ハ森岡移民合名會社カ豫メ傭主ト協議ノ上定メタル方法ニヨルモノトス本耕地ニ於テ農場勞働ニシテ日給ニヨル勞働ハ一日拾時間トシ其賃金ハ一日百二十ミレシモ(凡我一圓二十錢)ヲ下ラサルモ前記ノ時間ニ滿タサル勞働ニ對シテハ一日百二十ミレシモ以上ノ割合ヲ以テ支拂フヘシ分量(タレヤ)ニヨル勞働ハ通例秘露國土人ノナス一日ノ分量ニ對シ百二十ミレシモ以上ノ賃金ヲ支拂フヘ但シ普通本邦人一日ノ賃銀ハ百二十ミレシモニシテ甘蔗刈等或

シ傭主ヨリ秘貨貳拾磅(凡我貳百圓)ヲ受取り拂渡シテ其契約ヲ解除スルヲ以テ他日其遺族又ハ該負傷者ヨリ其負傷若シクハ死亡ニ關シ何等ノ請求ヲ爲スモ森岡移民合名會社及ヒ傭主ハ一切其責ニ任ササルモノトス前項ノ場合ハ勿論移民本契約ノ下ニ勞働中死亡シタルモノニ對シテモ亦森岡移民合名會社ハ邦貨貳拾五圓ヲ其遺族ニ支給スヘシ

第五條 移民契約中ハ傭主ヨリ無料ニテ家屋寢室并ニ醫藥及農具ヲ供給スヘシ

第六條 移民カ秘露國ノ「サラベリー」港ニ到着シタルトキヨリ耕地ニ着スル迄ノ費用及此間ノ食料並ニ重量五十基ヲ超過セサル移民攜帶手荷物運搬ノ費用等ハ凡テ傭主ニ於テ負擔スヘシ然レトモ移民ハ日本出發港ヨリ秘露迄ノ船賃ヲ支拂フヘシ

移民耕地ニ到着シタル後三日間ハ移民ノ請求ニ應ジ傭主ニ於テ食料ハ充分差間無キ様取計フヘシ但一回分十六ミレシモノ割合ヲ以テ最初ノ勞働賃金ノ内ヨリ引去ルヘシ

第七條 移民内地ニ於テ詐欺ノ手段ヲ以テ募集ニ應ジ渡航

種ノ勞働ニ限り其以上ノ賃銀ヲ給セラル、コトアリ

第三條 移民ハ日曜日、一月一日、七月二十八日、十月三十一日、十二月二十五日、神聖金曜日ヲ除ク外周年勞働スルモノトシ隨意ニ休業スルコトヲ得ス而シテ一日ノ勞働時間ハ其實地ニ就キ毎日十時間トス尤モ分量法(タレヤ)ニヨリ支給セラル、モノハ時間ニ制限ヲ設ケス若シ時間外又ハ休日ニ勞働スルコトヲ耕地支配人ヨリ請求アリテ之ヲ承諾スルトキハ一時間ニ十六ミレシモ(凡我十六錢ノ割合)ヲ支拂ヒ且勞働一時間ニ充タサルモ三十分以上ナルトキハ尚ホ十六ミレシモヲ給シ三十分又ハ三十分未満ナルトキハ八ミレシモ(凡我八錢)ヲ給スヘシ

第四條 移民ハ自然發病ノ爲メ休業スルトキハ當日ノ給料ヲ得サルハ當然ノコト、ス尤モ職務ニ起因シタル疾病ニシテ耕地醫師ノ診斷ニヨリ勞働ニ耐ヘサルモノト認メタルトキハ其耕地支配人ノ確認ヲ經テ休業日數間給料三分ノ一二相當スル額即一日四十ミレシモ(凡我四十錢)ヲ受取ルモノトス

移民職務上ノ負傷ニ依リ死亡スルカ又ハ終身勞働ニ堪ユル能ハサルニ至リタルトキハ森岡移民合名會社ハ之ニ對

シタルコト發覺シタルトキハ周施料ヲ返還セサルハ勿論還リ運賃及ヒ之ニ伴フ諸費用又爲メニ豫定人員不足ヲ生シ之ヲ補足スルニ要シタル費用其他ノ損害ハ右移民及保證人ニ於テ連帶シテ辨償スルノ責任ヲ有ス

第八條 移民渡航地ニ於テ疾病ニ罹リ生活ノ途ヲ失スル場合ニ於テハ森岡移民合名會社ハ前記ノ在外代理人ヲシテ移民ノ疾病手當ヲナシ生活ヲ凌クニ足ルヘキ衣食住ノ救助ヲ加ヘシメ又歸國セサルヘカラサル事情ニ際シテハ之ヲ取計ハシムヘシ

第九條 移民カ在外帝國官廳ノ保護ヲ受ケ又ハ其保護ニヨリ歸國シタルトキハ森岡移民合名會社ハ當該官廳ニ對シ移民ニ代リ其費用ヲ辨納スヘシ

第十條 森岡移民合名會社カ第七條ノ費用ヲ立替ヘ又ハ第八條第九條ノ支出又ハ辨納ヲナシタル場合ニ於テ其金額ヲ請求スルトキハ移民及保障人ハ之ヲ償還スルノ義務ヲ負擔ス

第十一條 移民ハ如何ナル場合ト雖モ左ノ件々ニ違背セサルコトヲ約シ保證人ハ移民ノ品行方正ヲ保證シ其一身上ノ出來事ニ關シテ總テ其責ニ任シ殊ニ移民ノ義務履行ニ

付テハ移民ト共ニ連帶シテ其義務ヲ負擔スヘキハ勿論萬一之レカ違背ヨリ生スル損害ハ各自獨立ニ且移民ト連帶ノ責任ヲ以テ之ヲ賠償スヘシ

一、如何ナル場合ト雖モ同盟罷業ニ加入セス又ハ其連判帳ニ記名セサルコト

二、若シ勞働上苦情アルトキハ必ス代理人ヲ經テ其調停ヲ仰キ決シテ休業又ハ逃亡セサルコト

三、賭博ノ嚴禁ハ勿論賭具ヲ携帶セサルコト

四、勞働上異存アルトキハ必ス監督ヘ申出決シテ他人ヲ集合、教唆、又ハ強迫ニ類スルコトヲナサルコト

五、移民ハ勞働ニ適スル服裝ノ外見苦敷被服又軍服ヲ携帶セサルコト

第十二條 移民ノ都合ニヨリ滿期前ニ契約ヲ解除セントスルトキハ豫メ代理人ヘ申出テ其承諾ヲ經タル上契約殘日數ニ應シ第六條ノ費用殘額及其解除ヨリ生スル正當ノ失費アルトキハ之ヲ僱主ニ對シ賠償スヘシ

第十三條 女子ニシテ契約勞働ニ從事スルモノハ第二條ニ定メタル形式ニ從ヒ勞働ヲナスヘシト雖モ家事上ノ都合ニヨリ同時間ノ勞働ヲナス能ハサル場合ニハ協議ノ上勞

トス

第十八條 移民ハ本契約認可ノ後正當ノ理由ナクシテ破約シタルトキハ森岡移民合名會社ハ已ニ竭シタル手數ノ報酬トシテ周旋料中ヨリ金五圓ヲ引去殘額ヲ本人ニ返戻スベシ

第十九條 僱主ニ於テ移民ニ對シ秘露國ノ法律又ハ本契約ノ條項ニ違背シタル行爲アルトキハ移民ハ秘露國ノ行政廳又ハ裁判所ニ救済ヲ求ムル訴ヲ爲スコトヲ得ヘシト雖モ一應前記ノ在外代理人ニ其理由ヲ申出ツヘシ然ルトキハ代理人ハ之ニ對シ相當ノ處置ヲ盡シ移民ノ權利ヲ保護スヘシ森岡移民合名會社カ移民ニ對シ其義務ヲ履行セサルトキト雖モ移民ハ亦同様訴訟ヲ提起スルコトヲ得

第二十條 移民ハ本契約ノ條項ヲ格守スヘキハ勿論秘露國ノ法律規則ヲ遵奉スヘシ

第二十一條 本契約ニ對シ裁判ヲ要スルトキ日本ニ於テハ裁判所ヲ以テ管轄トシ秘露國ニ於テハ里馬市裁判所ヲ以テ管轄トス

右契約ノ双方合意ヲ以テ締結ス仍テ爲後日證書二通ヲ作り各自記名調印ノ上之ヲ保存スルモノ也

働時間及勞働分量ニヨリ第二條ノ標準ニ從ヒ其賃銀ノ支拂ヲナスヘシ

第十四條 勞働ニ關スル時間ノ制限勞働方法及賃銀支拂方法ハ豫メ耕地支配人ト森岡移民合名會社ノ代理人ノヲ定メ就業前ニ之ヲ移民ニ知ラシムヘシ

第十五條 本契約第二條ノ規定ニヨリ移民カ指定耕地ニ引續キ勞働スルトキハ前後ノ契約期限ヲ通シテ二ケ年毎ニ秘貨五磅ヲ僱主ヨリ歸航船貨ノ補助トシテ支拂フヘキニヨリ森岡移民合名會社ハ該金額ヲ受取り直チニ移民ニ交付スヘシ

移民カ本條ノ歸航費ヲ受取ラスシテ死亡セル時ハ之ヲ其遺族ヘ支拂フモノトス

第十六條 僱主ニ於テ契約期間内ニ耕地ノ都合ニヨリ解雇スルニ決シタル時ハ三十日前ノ豫告ヲ以テ解約スルモノトス此場合ニ於テハ森岡移民合名會社ハ第十五條ニ規定セル秘貨五磅ヲ僱主ヨリ受取り移民ニ交付スヘシ

第十七條 移民ハ一名ニ付渡航周旋料トシテ金貳拾五圓ヲ森岡移民合名會社ニ支拂フヘシ此支拂方ハ申込ノ際拾圓出發港ニ於テ檢査ニ合格シタルトキ拾五圓ヲ支拂フモノ

大正 年 月 日 東京市京橋區山城町四番地

移民取扱人森岡移民合名會社

右業務代理人

縣 郡 村 番

移民

縣 郡 村 番 年 月 日生

縣 郡 村 番

保證人

縣 郡 村 番

保證人

(附屬書二)

「ラルコ、エルレラ」兄弟商會ト森岡移民合

名會社トノ契約書譯文

日本帝國ノ法律ニ遵ヒテ營業セル東京在住移民取扱人森岡移民合名會社ト「ラリベルダット」縣「トルヒヨ」郡「チカマ」原「チクリン」及「サラマンカ」耕地現所有者タル「ラルコ、エルレラ」兄弟商會トノ間ニ左記ノ條項ヨリ成ル契約ヲ締結ス

第壹條 森岡移民合名會社ハ六ヵ月以内ニ前記耕地ニ日本

人勞働者男百五十名ヲ供給スルコトヲ約シ「ラルコ、エルレラ」兄弟商會ハ野外ニ於テ使役スル爲メ之ヲ收受スルコトヲ約ス

夫婦移民ニ其渡航ヲ容易ナラシメン爲メ員數貳名ヲ超過セザル限リニ於テ各自幼兒ヲ攜帶シ可得事ヲ相約ス

第貳條 本契約ノ目的タル男勞働者ハ年齡貳拾歳以上四拾五歳以下ニシテ使役セラル可キ勞力ニ堪ユル健全ナル體格ヲ有シ且ツ品行方正ナルモノトス

第參條 移民ノ勞働ハ之ヲ使役スル耕地ノ支配人ニ於テ同支配人ノ欲スル所ニ從ヒ秘露國ノ習慣ニ基ツキテ日給若シクハ分量勞働ノ方法ニヨリ之ヲ定ム但シ第壹ノ場合ニ在リテハ野外ニ於テハ壹日拾時間製造場ニ於テハ拾貳時間ヲ超エザルモノトシ第貳ノ場合ニ在リテハ秘露國土人カ通例爲ス所ト等シカルベシ尤モ孰レノ場合ニ於テモ賃錢ハ壹日百貳拾「ミレシモ」又ハ前記ノ標準ニ從ヒ其ノ爲シ遂ゲタル勞働ニ比例スル額ヨリ少ナカラザルモノトス

第四條 若シ勞働者カ命ゼラレタル勞働上ノ必然ノ結果トシテ生ジタル疾病ノ爲メ勞働ヲ爲ス能ハザルニ至リタル時ハ醫師ノ見込ニヨリ且ツ豫メ耕地支配人ノ之ニ對スル

第七條 契約女子勞働者モ亦勞働スルノ義務ヲ有シ且ツ勞働ノ劃定ハ第參條ニ規定セル形式ニ於テ之ヲ行フベシ但シ女子ハ家事ヲ整理スル爲メ同一時間ノ勞働ヲ爲ス能ザルベキヲ以テ契約ニ從ヒテ成シ遂ゲタル勞働又ハ之ニ從事シタル時間ニ應ジテ其賃錢ヲ定ムベキコトヲ約ス

第八條 「ラルコ、エルレラ」兄弟商會ハ前文ニ於テ既ニ指定セル勞働ノ形式ニ變更ヲ生スル場合即チ重量又ハ容積ニヨリ賃錢ヲ支拂フ場合ニハ日本人組長壹名ヲシテ其確正ニ立會ハシムルコトヲ約ス尚ホ「ラルコ、エルレラ」兄弟商會ハ勞働者ニ不足ナク農具ヲ供給シ且ツ其命ゼラレタル職務ヲ最モ良ク盡スニ必要ナル一切ノモノヲ供給スルコトヲ約ス

相互ノ便宜ノ爲メ「ラルコ、エルレラ」兄弟商會ハ移民五拾名ノ壹組毎ニ西班牙語ニ通セル日本人組長壹名ヲ附シ勞働者ガ耕地ニ居留スル間之ヲ監督セシメ之ニ對シ最初壹ケ年間ハ毎月秘貨六磅ヲ給シ毎年之ニ八百「ミレシモ」宛増給シ尚ホ其奔走スベキ距離及ビ勞働之性質上必要アル限リハ鞍具ヲ添エテ乘馬ヲ給ス可シ

第九條 「ラルコ、エルレラ」兄弟商會ハ契約移民壹名ニ

確認ヲ經タル上罹病期間中其受クベキ日給ノ參分ノ壹日四拾「ミレシモ」ヲ受取ルモノトス

第五條 勞働者ガ其ノ命ゼラレタル勞働ノ執行中ニ受ケタル負傷ニヨリ死亡スルカ若シクハ終身勞働ニ堪ユル能ハザルニ至リタル場合ニハ「ラルコ、エルレラ」兄弟商會ハ一切ノ賠償トシテ秘貨貳拾磅ノ額ヲ森岡移民合名會社ニ支拂フコトヲ約ス此金額ヲ受取リタル上ハ終身勞働ニ耐エザルニ至リタル同一ノ勞働者若クハ死亡者ノ家族又ハ親族ヨリ申出ヅベキ要求ハ全ク森岡移民合名會社ノミニテ引受クベキモノトス

第六條 森岡移民合名會社ガ契約スル日本移民ハ日曜日、壹月壹日、七月貳拾八日、拾月三十一日、拾貳月貳拾五日及聖金曜日ヲ除クノ外周年勞働スベキモノトス特別ノ事故ニヨリ第參條ニ規定セル所ヨリ以上ノ時間又ハ休日ニ勞働者ノ執務ヲ要請スル一切ノ勞働ハ勞働者ニ於テ之ヲ爲スノ義務ナシ但シ勞働者ガ之ヲ承認シタル場合ニハ每壹時間又ハ參拾分以上ノ端數ニ對シ十六「ミレシモ」每參拾分又ハ基以下ノ端數ニ對シ八「ミレシモ」ヲ給セラルベシ

付秘貨貳磅半ノ手數料ヲ森岡移民合名會社ニ支拂フベキコトヲ約ス此現金支拂ハ森岡移民合名會社ガ移民搭載船ノ艤裝整備ヲ「ラルコ、エルレラ」兄弟商會ニ通知スルト同時ニ履行スベシ

此支拂ヲ爲スニ就テハ森岡移民合名會社ハ移民ヲ「ラルコ、エルレラ」兄弟商會ニ引渡シタル上實際勞働ニ就キタル日ヨリ起算シ壹ケ年間契約シタル移民ノ員數ヲ耕地ニ留マラシムルコトヲ約ス移民搭載船難破スルカ又ハ其他ノ事故ニヨリ到着港ニ於テ定數ニ滿タサル勞働者ヲ引渡ス場合ニハ森岡移民合名會社ハ前金ニテ受入レタル秘貨貳磅半ヲ返還スベキ義務ヲ有シ尚ホ移移ガ契約滿期以前ニ耕地ヲ去ル場合ニハ他ノ移民ヲ以テ補充スルカ若シクハ滿期ニ至ル迄ノ殘日數ニ應ジ其割合ニテ既ニ受入レタル金額ヲ計算シ之ヲ辨償ス可シ

第拾條 「ラルコ、エルレラ」兄弟商會ハ移民輸送汽船ガ「カリヤオ」港若シクハ約東港タル「サラベリー」港ニ於テ檢疫ニ付セラレタル場合ニ限り契約移民壹名ニ付壹日五十「ミレシモ」ヲ森岡移民合名會社ニ支拂フコトヲ約ス但シ公衆衛生ノ爲メ全然移民ノ上陸ヲ禁止セラレ船

舶ガ他ノ地ニ向ハサルヲ得ザルニ至リタル場合ニハ此義務ハ消滅スルモノトス

第拾壹條 「ラルコ、エルレラ」兄弟商會ハ前記耕地ニ於テ貳ケ年間滞在スル移民壹名ニ對シ秘貨五磅ヲ森岡移民合名會社ニ支拂フコトヲ約ス此金額ハ移民ノ歸國旅費ニ充ツルモノニシテ貳ケ年滿期ノ節金額ヲ支拂ハル、モノトス

移民カ最初ノ貳ケ年ヲ滿了シタル後更ニ同一期間耕地ニ勞働ノ爲メ滞在スル時ハ「ラルコ、エルレラ」兄弟商會ハ各移民ニ對シ前項ト同一方法ニテ更ニ秘貨五磅ヲ森岡移民合名會社ニ支拂フベク其後ト雖モ貳ケ年毎ニ支拂フナスコト前同斷タルベキ事ヲ約ス

第拾貳條 「ラルコ、エルレラ」兄弟商會ハ勞働者及ヒ組長ニ醫療手當及ヒ一々炊事場ヲ有シテ健康ニ適セル住屋其他長サ六呎幅參呎ノ木製寢臺ヲ無料ニテ供給スル事ヲ約ス尚ホ「ラルコ、エルレラ」兄弟商會ハ組長又ハ勞働者ガ重患又ハ傳染病ニ罹リタル場合ニハ治療上最モ有効ナル救助ヲ與フベキコトヲ約ス

第拾參條 勞働者ガ港ニ到着シタル時ヨリ耕地ニ着スル迄

方ノ仲裁者間ニ於テ調和成ラザル場合ニハ双方ヨリ提出ス可キ委任狀ニヨリ當府商業會議所和解ノ仕ニ當ル可シ

第拾六條 「ラルコ、エルレラ」兄弟商會ニ於テ森岡移民合名會社ニ對シ本契約ニヨリ義務ヲ有スル金額ノ支拂ヲ延滞スル時ハ森岡移民合名會社ハ壹ケ月百分ノ壹ノ罰金の利息ヲ附シテ其支拂ヲ要求シ尚ホ至當ト認ムル時ハ契約ノ破毀及ヒ彼ガ蒙ムリタル損害賠償ヲ請求スルノ權利ヲ有スベシ又森岡移民合名會社ガ其負ヘル義務ヲ履行セザル時ハ「ラルコ、エルレラ」兄弟商會ハ前記ト同一ノ權利ヲ有ス可シ

第拾七條 森岡移民合名會社ノ代理人飯田勘之助ハ同社ヨリ受ケタル委任ニ從ヒ本契約ニ署名シ本契約ヲ構成スル凡テノ條項ヲ履行スベキ義務ヲ負ヒ且ツ移民ニ對シ「ラルコ、エルレラ」兄弟商會カ秘露國ノ法律又ハ森岡移民合名會社トノ間ニ締結シタル契約ノ規定ニ違反スル行爲アル時ハ移民自ラ秘露國ノ行政若シクハ司法官廳ニ出訴スル權利アルコトヲ明白ニ認證スベシ又移民之個人權ヲ充分ニ尊重スル爲メ森岡移民合名會社ニ於テ移民ノ利益ノ爲メニ契約シタル義務ノ履行ヲ爲サル場合ニモ森岡

ニ生スル費用ハ其間ニ要スル食料及ヒ重量五拾基ヲ超過セザル勞働者手荷物ノ運搬ニ要スル費用ヲ併セ凡テ「ラルコ、エルレラ」兄弟商會ノ負擔トス又勞働者ガ耕地ニ到着シタル後三日間ハ彼等ヨリ請求アル場合ニ於テ晝食及晚餐ヲ給スルコトヲモ均シク「ラルコ、エルレラ」兄弟商會ノ義務ニ屬ス但シ「ラルコ、エルレラ」兄弟商會ハ晝食又ハ晚餐壹回分ニ付最初ノ勞働賃金中ヨリ十六「ミレシモ」宛ヲ引去ル權利ヲ有スベシ

第拾四條 總テ日本移民ヲ使役スル耕地ハ賃金支拂及ヒ勞働者使役方法ニ關シテ最好ノ整一ヲ守ルベク一切ノ不規律ハ本契約ニ干與スル各自ニトリ有害ノモノト認メラルベシ尚ホ本契約ニ關シ直接移民ニ影響ヲ及ボスベキ一切ノ變更若シクハ事件ハ協議ノ上豫メ契約當事者双方ノ承認ヲ經ルヲ要ス

第拾五條 森岡移民合名會社ハ契約實施中彼ノ名義ヲ以テ「ラルコ、エルレラ」兄弟商會ト協議ノ上契約ノ解釋若シクハ執行ヨリ生スル一切ノ異議ヲ解決シ且ツ双方ノ間ニ生スベキ異議ヲ決定スベキ仲裁者ノ指命ニ參加スル爲メ全權ヲ有スル壹名ノ代理人ヲ當府ニ置クノ義務ヲ有ス雙

移民合名會社ヲ相手取り出訴スルノ權利アルコトヲ移民ニ對シ認證スベシ

第拾八條 移民ハ實際勞働ニ就キタル日ヨリ起算シ壹ケ年間耕地ニ留マルベキ義務ヲ有ス但シ耕地ニ於テ引續キ滞在ヲ請求スル移民アルトキハ「ラルコ、エルレラ」兄弟商會ハ本契約ト同一條件ニテ勞働ヲ與フベシ

第拾九條 「ラルコ、エルレラ」兄弟商會ガ耕地ノ都合ニヨリ本契約ノ目的タル移民ヲ解雇スル事ニ決定シタル時ハ如何ナル時期ニ於テモ豫メ參拾日以前ニ其旨森岡移民合名會社ニ通告スベシ然ル時ハ契約ハ取消サル、モノトス但此場合ニ於テハ「ラルコ、エルレラ」兄弟商會ハ森岡移民合名會社ニ對シ本契約第拾壹條ニ規定セル秘貨五磅ヲ支拂フベシ

第貳拾條 本契約書ハ日本政府ノ認可後ニ於テ双方履行ノ義務ヲ負擔シ認可ノ日付後ヨリ其効力ヲ發生スルモノトス本契約書ニ違反セル規定ハ凡テ無効ニシテ全然規定セラレザルモノト認メラルベシ

一九一五年 月 日

チクリン耕地

代表者「ラルコ、エルレラ」兄弟商會

森岡移民合名會社

代表者 飯田 勘之助

(附屬書三)

秘露國情況書

位地 「ペリウ」共和国は南緯三度二十一分より十九度に亘り西經六十八度より八十一度廿分四十五秒に至る西は太平洋に瀕し東北はエクワドル共和国東はブラジル共和国に界し南は智利共和国に接す里馬は其首府にして人口十七萬を有す主要港を「カイヤオ」と稱し「リマ」を隔つる僅に七哩の處にあり全国の人口約四百九十萬面積六十七萬九千六百方哩にして人口を面積に割當るときは一方哩に付七人二分強となる

地勢 は之を三大別して「アンデス」山以東は之れを高原と稱し珈琲及護謨の採培に適す山脈起伏する所を山間と云ひ各種の鑛山其間に散在す海邊一帯の地は之を低地と稱して棉花及び甘蔗の耕作地たり

氣候 熱帶的氣候にして概して暑熱高きも寒暑の差甚しからず夏季は多く晴天にして氣温は平均華氏八十七度冬

「リブラ」以下は普通「ソール」、「セクタボ」の稱呼を用ひつゝあり

風俗及生活、秘露人の階級は大別して上下の二流に分つべし上流は舊西班牙人種の末葉にして衣食住ともに歐米上流の程度に同じく下流は舊「インカス」人種の後裔にして「チョロス」と名づく舊「インカス」種族は人類學上未だ何處より來れるか明瞭ならざるも骨格習慣共に酷だ東洋人に肖たり彼等は他の南米諸州の下層社會と異なり性質淳朴にして鬭争を好まず其婦女子は頗る從順なりと云ふ其嗜好は頗る日本人に類し衣服は綿布を用ひ玉蜀黍製の團子粟餅米等を食し飲料は砂糖より製する燒酎及玉蜀黍より製するビールの如きものを用ふ農家は「アトベ」と稱する乾燥の土塊を積みて側壁となし黍又は萱の類を以て屋根を掩ひ室の一隅を炊事場とし又一隅に床臺を設けて坐臥の用に供す室の中央に土間あり我移民の宿舍は在來の農家を以て之に充て又は耕主に於て之を建築し移民毎に寢臺を支給す燃料には薪炭を用ひ石炭を用ゆるは至つて少なし物價は耕地により其價を異にするも我移民の生活費は獨身者にて大概八九圓より十一二圓迄夫

季は多く曇天にして濃霧の爲め稍寒濕を感じ氣温は平均華氏五十四度とす降雨は甚稀にして雪は全く見る事なし契約耕地は孰れも沿海地方の低地にして雨水稀なる爲め「アンデス」山間より流出する無數の河泉を利用し水門を設けて隨意に用水を加減し灌漑の用に供するを以て降雨の多少により農作物に影響を及ぼす如き憂なし甘蔗は多きものは一年數回の收穫あり而して沿海地方に降雨の稀なるは南洋の冷潮北流して其沿岸を洗ふと「アンデス」の高嶺東風を遮り陸上の水蒸氣は嶺と海上とに於て冷却せらるゝが爲なりと云ふ

貨幣 「ペリウ」は金貨國にして其單位とリブラと稱し英國の制に則り純分同一なるを以て英貨秘貨併び用ひらる其稱呼及彼我の比較は左の如し

補助貨	秘 位 貨		補助貨	英 貨
	本 位	貨	費	日 本 貨
一「シモ」 (「リブラ」の千分ノ一ト同シ)	一「リブラ」 (「ソール」の十ハシモ)	一「ソール」 (「リブラ」の百ハシモ)	一「センタボ」 (「ソール」の百分ノ一ト同シ)	一磅約十円
				約一錢

婦者にて十七八圓より二十圓迄を費すとせば大差なかるべし

疾病 該國は惡疫又は風土病と稱すべきもの少なく偶々間歇熱及脚氣に罹るものあれども少しく摂生豫防に注意するに於ては決して難症に陥ることなしと云ふ各耕地には病院の設備あり醫藥は傭主に於て無料にて供給するを以て普通の治療には差支を感じるることなし

宗教 該國にては一般に「カソリック」教を尊信し異教を入るゝことを好まずと雖も信教は人々の自由に任せ敢而政府及教會の干渉することなし

一七六 九月十一日 坂田通商局長ヨリ 福岡県外九県知事各宛

ペルー国チクリン耕地行移民ノ精選ニ付注意

方ノ件

通合送四六二号

福岡、福島、沖繩、宮城、広島、山口、山梨、島根、愛媛、熊本各県知事宛

今般森岡移民合名會社ニ於テ秘露國「チクリン」甘蔗耕地行契約移民男百五十名各県ニ亘り募集可致答ニ有之候処糞ニ

同会社ノ取扱ニヨリ秘露国ニ渡航シタル移民中ニハ純粹ノ農業者ニ非サル者ヲ混入シ成績好良ナラザリシ由ニテ今回ノ募集ニ際シテハ特ニ在里馬森領事ヨリ純農精選ノ義注意致シ来リ候ニ付森岡移民取扱人ニハ嚴重戒告致シ置候得共尚ホ渡航御許可ノ際右ノ廉十分御留意相煩度此段申進候也

一七七 九月十八日 坂田通商局長ヨリ
西久保警視總監宛

ペルー国チクリン耕地行移民男百五十名ニ関

スル書面契約案承認通知ノ件

通送第四四九〇号

本月十三日付進第一六二二号ノニヲ以テ御進達相成候貴管下移民取扱人森岡移民合名会社ヨリ提出シタル秘露国「チクリン」耕地行移民ニ関スル書面契約案承認願ニ対シ別紙ノ通詮議相成候ニ付右申請者ニ御交付相成度此段申進候也追テ本耕地ハ農場労働ニ限ラレタルニヨリ契約書中改正セル点有之候ニ付別添改正契約書ヲ使用セシムルコトニ御取計相成度右申添候也

(別紙)

第四九号

書面契約案承認指令書

移民取扱人

森岡移民合名会社

代表社員 保田 亀太郎

大正四年九月八日付秘露国「チクリン」耕地行契約移民男百五十名取扱ニ関スル書面契約案承認願出ノ件

右承認ス

大正四年九月十八日

外務大臣伯爵 大隈 重信(印)

一七八 九月二十三日 西久保警視總監ヨリ
大隈兼任外務大臣宛

ペルー国チクリン耕地行移民男百五十名募集

予定ノ件

第一六六号ノ二

大正四年九月二十三日

警視總監 西久保 弘道(印)

外務大臣伯爵 大隈重信殿

移民取扱人森岡移民合名会社ヨリ秘露国「チクリン」耕地行契約移民今般別紙ノ通募集予定ノ旨届出候也

(別紙)

秘露国「チクリン」耕地行契約移民募集御届

弊社取扱秘露国「チクリン」耕地行契約移民男百五拾名ノ内左記移民募集地方別予定表ノ通り募集仕度候間此段御届申上候也

大正四年九月二十二日

東京市京橋区山城町四番地

森岡移民合名会社

代表社員 保田 亀太郎(印)

警視總監 西久保弘道殿

左記

移民募集地方別予定表

募集地名

人員

福岡県

男

五名

福岡県

四拾名

山梨県

五名

熊本県

貳拾名

広島県

貳拾四名

山口県

拾名

九 「ペルー」移民関係雑纂(二)

一七九

沖繩県 拾名
宮城県 五名
未定県 参拾名
計 男 百五拾名

一七九 十月二日

西久保警視總監ヨリ
大隈兼任外務大臣宛

ペルー国チクリン耕地行移民募集変更ノ件

第一七一号ノ二

大正四年十月二日

警視總監 西久保 弘道(印)

外務大臣伯爵 大隈重信殿

移民取扱人森岡移民合名会社ノ取扱ニ係ル秘露国「チクリン」耕地行契約移民今般別紙ノ通募集変更取扱ノ旨届出候也

(別紙)

秘露国「チクリン」耕地行契約移民変更募集御届

当会社取扱秘露国「チクリン」耕地行契約移民男百五拾名ニ対シ左記移民募集地方別予定表ノ通り変更募集致候間此段御届申上候也

大正四年拾月壹日

東京市京橋区山城町四番地
森岡移民合名会社

代表社員 保田 亀太郎(印)

警視總監 西久保弘道殿

左記

移民募集地方別予定表

募集地名	前届人員	前届出月日	変更人員
福岡県	男 五名	九月二拾二日	男 ナシ
宮城県	男 五名	"	男 拾名
未定県	男 三拾壹名	"	男 六名
山口県	男 拾名	"	男 三拾五名
計	男 五拾壹名		男 五拾壹名
累計	男 百五拾名		

註 移民募集地方別予定ハ其後数次変更セラレタリ

一八〇 十月十二日 在リマ森領事ヨリ
大隈兼任外務大臣宛

森岡移民合名会社チクリン耕地間夫婦移
民三十組ノ供給契約証認ノ件

一八一 十月十四日 坂田通商局長ヨリ
西久保警視總監宛

チクリン耕地行夫婦移民三十組ノ供給契約証
認ニ関スル件

通送第四八九六号

森岡移民合名会社ト秘露国「チクリン」耕地主間ニ取結ビ
タル夫婦移民三十組供給契約ニ対シ承認ヲ与ヘ尚ホ其条件
ハ前同様ナル旨在里馬森領事ヨリ電報有之候ニ付其旨同移
民取扱人へ御示達相成度此度申進候也

一八二 十月十五日 保田森岡移民会社代表社員ヨリ
石井外務大臣宛

ペルー国チクリン耕地行夫婦移民三十組ニ係
ル書面契約案承認願出ノ件

今般南米秘露国「チクリン」耕地所有者「ラルコ、エルレ
ラ」兄弟商会トノ間ニ昨年拾壹月七日附契約ト同一条件ヲ
以テ契約移民夫婦参拾組ノ供給契約ヲ締結仕弊社ト移民間
ニ締結スベキ書面契約案別紙ノ通り使用仕度候処右耕主契
約書ハ既ニ領事ノ御承認ヲ経テ目下回送中ニ有之候耕主ヨ
リ最近便ニテ送付方申越候ニ付テハ右本証到着ヲ俟チ出願

公第六五号

大正四年十月十二日

(十二月二十六日接受)

在里馬

領事 森 安三郎(印)

外務大臣伯爵 大隈重信殿

森岡移民合名会社「チクリン」耕地間本年八月三十一日附
本邦男移民百五十名ニ対スル供給契約証認ノ趣ハ拙電並ニ
客月二日附拙信公第五三号ヲ以テ及具報置候処其後耕主耕
地へ帰着ノ上監督ヨリ本邦夫婦移民三十組ヲ入耕セシメ度
旨申出タル趣ヲ以テ耕主ヨリ森岡代理人へ対シ前契約ノ男
移民百五十名ヲ男移民百二十名夫婦移民三十組ニ変更方願
出タルモ既ニ契約証認後ニテ殊ニ報告済ニモ有之右夫婦移
民ニ対シテハ新契約ヲ締結スル方可然旨申伝置候処本月五
日附ヲ以テ前契約同様ノ条件ニテ更ニ本邦夫婦移民三十組
ニ対スル新契約ヲ締結シ証認ヲ願出候間本日之ガ証認ヲ与
ヘ尚依頼ニ依リ「森岡チクリン夫婦三十組新契約証認セリ
条件前同様」ト及電報候次第二有之候右報告申進候 敬具

候テハ最近輸送船ノ出帆期日タル拾壹月貳拾四日迄募集期
間僅少ニテ間ニ合ヒ兼候ニ付特別ノ御詮議ヲ以テ別紙移民
トノ契約書案至急御承認被成下度候關係書類相添此段奉願
候也

大正四年拾月十五日

東京市京橋区山城町四番地
森岡移民合名会社

代表社員 保田 亀太郎(印)

外務大臣男爵 石井菊次郎殿

註 右ハ警視庁經由ニテ同庁ヨリハ十月十八日附進第一九〇〇
号ノ二ヲ以テ外務省ニ進達セラレタリ尚別紙ハ前掲一七五
文書附屬書一ト同文ナルニ付省略ス

一八三 十月二十五日 坂田通商局長ヨリ
西久保警視總監宛

「チクリン」耕地行夫婦移民三十組ニ関スル
書面契約案承認通知ノ件

通送第五〇八七号

本月十八日附進第一九〇〇号ノ二ヲ以テ御進達相成候貴管
下移民取扱人森岡移民合名会社ヨリ提出シタル秘露国「チ

クリン」耕地行移民ニ関スル書面契約案承認願ニ対シ別紙ノ通詮議相成候ニ付右申請者ニ御交付相成度此段申進候也
(別紙)

通送第五三号

書面契約案承認指令書

移民取扱人

森岡移民合名会社

代表社員 保田 亀太郎

大正四年十月十五付秘露国「チクリン」耕地行契約移民夫婦参拾組取扱ニ関スル書面契約案承認願出ノ件
右承認ス

大正四年十月二十五日

外務大臣男爵 石井菊次郎(印)

一八四 十月二十八日 西久保警視總監ヨリ
石井外務大臣宛

ペルー国チクリン耕地行夫婦移民三十組ノ募

集予定ノ件

第一八一号ノ二

大正四年十月二十八日

警視總監 西久保弘道(印)
外務大臣男爵 石井菊次郎殿

移民取扱人森岡移民合名会社ヨリ秘露国「チクリン」耕地行契約移民今般別紙ノ通募集予定ノ旨届出候也
(別紙)

秘露国「チクリン」耕地行契約移民募集御届

弊社取扱秘露国「チクリン」耕地行契約移民夫婦参拾組ノ内左記移民募集地方別予定表ノ通り募集仕度候間此段御届申上候也

大正四年拾月二拾六日

東京市京橋区山城町四番地

森岡移民合名会社

代表社員 保田 亀太郎(印)

警視總監 西久保弘道殿

左記

移民募集地方別予定表

募集地名

人員

熊本県

夫婦七組

広島県

〃 四組

山口県	〃	五組
福島県	〃	拾組
福岡県	〃	三組
未定県	〃	宍組
計	夫婦参拾組	

註 右予定ハ其後数次ノ変更ヲ見タリ

一八五 十一月十二日 坂田通商局長ヨリ
西久保警視總監宛

チクリン耕地行移民ハ精選募集スル様注意方

ニ関スル件

通送第五三八一号

森岡移民合名会社ヨリ秘露国「チクリン」耕地行男移民百五十名取扱ニ関スル書面契約案承認願出ニ対シ本年九月十八日附ヲ以テ承認相成居候処今回該移民募集ニ方リ精選ヲ要スベキ義ニ関シ特ニ在里馬森領事ヨリ報告ノ次第有之右ニ抛レバ同耕地ヘハ昨年八月以来四回ニ亘リテ男女総計百九十八名ノ移民ヲ入レタルニ第一回到着移民ハ其撰択宜シキヲ得ズ非純農ヲ混ジ且ツ監督トノ折合円満ヲ欠キン等ノ理由ニヨリ多数ノ出耕者ヲ出シタルモ其後善後策ヲ講シタ

ル結果漸次成績良好ニ向ヒ殊ニ耕主ノ本邦移民待遇方頗ル親切ニテ移民住居其他ノ設備遙ニ他耕地ニ優リ居リ今後ノ成績如何ニヨリテハ将来本邦移民ニ取リテ最モ有望ノ耕地ト認メラレ且隣地ニ於テモ本耕地ニ於テ本邦移民ノ成績ヲ傍觀シ居ル模様ニテ此際大ニ注意ヲ要スル事情アリ尚又今回新契約締結ニ際シ耕主ヨリモ特ニ純農精選方申出アリタル趣ニ有之候条右ノ事情至急森岡移民合名会社ヘ御示達相成度此段申進候也

三 東洋移民合資会社扱関係

一八六 五月十七日 在里馬森領事ヨリ
加藤外務大臣宛

東洋移民合資会社及ペルー甘蔗耕地株式会社
間ノ移民男女百名供給契約証認ノ件

公第二四号 (七月七日接受)

大正四年五月十七日

在里馬

領事 森 安 三 郎(印)